

「部活動に係る活動方針」 確認事項

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施するものです。
- 本校の部活動は、顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力や技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っています。また、生徒各自のニーズに応じることができるよう取り組んでいます。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていきます。
- P T A総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求めていきます。

2 適切な部活動運営のための体制整備

- 部活動の運営に関する校内組織体制として、学校保健委員会や学校関係者評価委員会等の機会を通して、教職員のみならず、保護者代表や学校医など地域の方々のご意見をいただき幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得ていきます。
- 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。
- 教育委員会や各種団体等と連携し、特に競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会等への派遣を行い、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図っていきます。

3 効率的・効果的な活動のための取組

- 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、国が策定した「運動部活

動ガイドライン」「文化部活動の在り方に関するガイドライン」や「茨城県部活動の運営方針」,「市活動方針」に則り,生徒の心身の健康管理,事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。また,専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭,学校医等と連携・協力して,発育・発達の個人差をはじめ,特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

- 部顧問は,活動目標,指導方針,出場試合・大会等,具体的な練習内容や方法等について,生徒や保護者が十分に理解できるようにします。また,日頃の指導においても,部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り,練習においてできるだけ短時間に「誰が,何を,いつ,どこで,なぜ(どのような目的で),どのように行えばよいか」等を的確に伝え,理解させるとともに,安全に徹した指導を行います。
- 活動方針に則った部活動の運営を通して,本校の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤づくりに努めるとともに,体力の向上や健康の増進,豊かな心や創造性の涵養及び自主性や協調性,責任感,連帯感など心身ともに健全な育成を図っていきます。

4 外部指導者について

- 外部指導者とは,校長が人格,指導面において優れていると認めた者であり,学校の教育方針に基づき,顧問教員の指導計画に従い,日頃から指導にあたっており,公式試合の遂行ができる者。
※規則違反,不適切な言動等があったときは,資格を取り消す。
- 申請方法
 - (1) 外部指導者の活用について校長と顧問教員が協議します。
 - (2) 校長が活用が望ましいと判断した場合は,活用方針に照らし合わせて新規の指導者においては面談のうえ決定します。
 - (3) 契約は1年ごとに年度更新とします。継続採用を妨げません。
 - (4) 申請書を年度当初に県中学校体育連盟事務局に提出します。
- 美野里中学校外部指導者活用方針
 - (1) 外部指導者は,顧問教員の指導方針による技術指導について補助する。
 - (2) 生徒指導に関する指導は顧問が行う。
 - (3) 大会等への選手選考は顧問教員が行い,外部指導者は関わらない。
 - (4) 外部指導者は部活動の指導に専念し,スポーツ少年団等の外部団体への生徒勧誘を行わない。
 - (5) 活用方針に違反した場合は,契約途中でも解雇する。
 - (6) 外部指導者以外に講師を招へいして,技術指導を受ける場合は校長の承認を得る。

以上の内容を今後の部活動運営として確認いたします。

令和2年9月11日

小美玉市立美野里中学校長